

## 申請等の作成要領

### 1 墓地等経営許可申請書

作成要領	
1	年月日欄 申請書を東海市長へ提出する年月日を記入する。
2	申請者の住所、氏名、電話番号欄 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、法人名、代表者の職氏名を記入する。 電話番号は連絡が取りやすい番号を記入する。
3	管理者の住所、氏名欄 許可を受けようとする墓地等を管理する者の住所及び氏名を記入する。
4	墓地等の名称、所在地、面積、概要欄 (1) 名称 許可を受けようとする墓地等の名称を記入する。 (2) 所在地、面積 ア 許可を受けようとする墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の土地の登記事項証明書及び公図の写しに記載されている所在地（所在・地番）、面積（地積）、所有者及び地目を記入する。 イ 墓地等の敷地の土地が数筆にわたる場合は、筆ごとの所在地及び面積を記入し、各敷地の所有者、地目等も併せて記入する。 (3) 構造設備の概要 ア 墓地にあっては、埋葬埋蔵の種類にチェックし、墳墓の区画数及び総面積を記入する。 イ 納骨堂にあっては、建物の構造、納骨区画数、建物の延床面積を記入する。 ウ 火葬場にあっては、建物の構造、火葬炉の数、建物の延床面積及び燃料の種類を記入する。

### 2 墓地等変更許可申請書

作成（記入）要領	
1	年月日欄 申請書を東海市長へ提出する年月日を記入する。
2	申請者の住所、氏名、電話番号欄 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、法人名、代表者の職氏名を記入する。 電話番号は連絡が取りやすい番号を記入する。
3	墓地等の名称、所在地欄 (1) 名称 許可を受けようとする墓地等の名称を記入する。 (2) 所在地 許可を受けようとする墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の土地の登記事項証明書に記載されている所在地（所在・地番）を記入する。

<p>4 変更の内容欄</p> <p>(1) 墓地にあつては、変更前及び変更後の登記事項証明書に記載されている所在地（所在・地番）及び面積（地積）並びに墓地の区域に設ける墳墓の基数を記入する。</p> <p>(2) 納骨堂又は火葬場にあつては、変更前及び変更後の施設の建築面積、その他変更内容を記入する。</p> <p>また、併せて敷地が変更される場合は、変更前及び変更後の登記事項証明書に記載されている所在地（所在・地番）及び面積（地積）を記入する。</p>
<p>5 変更の理由欄</p> <p>(1) 変更に至った理由、経緯、墓地等を設置する必要性を具体的に記入する。</p> <p>(2) 墓地にあつては、許可を受けようとする墓地の区域に設ける墳墓の基数及びその理由等についても併せて記入する。</p>

### 3 墓地等廃止許可申請書

作成（記入）要領	
1	<p>年月日欄</p> <p>申請書を東海市長へ提出する年月日を記入する。</p>
2	<p>申請者の住所、氏名、電話番号欄</p> <p>法人にあつては、その主たる事務所の所在地、法人名、代表者の職氏名を記入する。</p> <p>電話番号は連絡が取りやすい番号を記入する。</p>
3	<p>墓地等の名称、所在地、面積欄</p> <p>(1) 名称</p> <p>許可を受けようとする墓地等の名称を記入する。</p> <p>(2) 所在地、面積</p> <p>ア 許可を受けようとする墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の土地の登記事項証明書及び公図の写しに記載されている所在地（所在・地番）、面積（地積）、所有者及び地目を記入する。</p> <p>イ 墓地等の敷地の土地が数筆にわたる場合は、筆ごとの所在地及び面積を記入し、各敷地の所有者、地目等も併せて記入する。</p>
4	<p>廃止年月日、理由欄</p> <p>(1) 廃止年月日</p> <p>廃止した年月日を記入する。</p> <p>(2) 廃止の理由</p> <p>廃止に至った理由、経緯等を具体的に記入する。</p>

### 4 墓地等工事完了届

作成（記入）要領	
1	<p>年月日欄</p> <p>申請書を東海市長へ提出する年月日を記入する。</p>
2	<p>申請者の住所、氏名、電話番号欄</p> <p>法人にあつては、その主たる事務所の所在地、法人名、代表者の職氏名を記入</p>

<p>する。 電話番号は連絡が取りやすい番号を記入する。</p>
<p>3 管理者の住所、氏名欄 許可を受けようとする墓地等を管理する者の住所及び氏名を記入する。</p>
<p>4 墓地等の名称、所在地、経営許可年月日及び番号、工事完了年月日欄</p> <p>(1) 名称、所在地 許可を受けようとする墓地等の名称及び所在地を記入する。</p> <p>(2) 経営許可年月日及び番号 墓地等経営の許可書に記載されている年月日及び番号を記入する。</p> <p>(3) 工事完了年月日 工事が完了した年月日を記入する。</p>

## 5 墓地等の名称等変更届

作成（記入）要領	
1	<p>年月日欄 申請書を東海市長へ提出する年月日を記入する。</p>
2	<p>申請者の住所、氏名、電話番号欄 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、法人名、代表者の職氏名を記入する。 電話番号は連絡が取りやすい番号を記入する。</p>
3	<p>墓地等の名称、所在地、変更事項、変更年月日欄</p> <p>(1) 名称 許可を受けようとする墓地等の新しい名称を記入する。</p> <p>(2) 所在地 墓地等経営許可申請書又は墓地等変更許可申請書と同じ所在地を記入する。</p> <p>(3) 変更事項 名称等の変更する点を簡潔に記入する。</p> <p>(4) 変更年月日 変更開始日を記入する。</p>
4	<p>変更理由欄 (1) 変更に至った理由、経緯、名称を変更する必要性を具体的に記入する。</p>

## 6 添付書類

添付書類要領	
1	<p>墓地等の周辺の見取図</p> <p>(1) 縮尺 2,500 分の 1 以上の地図を使用する。</p> <p>(2) 当該墓地等を中心とした半径 110 メートル（火葬場にあっては、220 メートル）の区域を示す朱線を記載し、当該範囲内にある人家、官公署、学校、病院、公園、鉄道、河川、海、用水、貯水池及び国道、県道その他重要道路の位置を明示する。</p> <p>(3) 変更許可申請にあっては、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の拡張に伴い、新たにその周囲 110 メートル（火葬場にあっては、220 メートル）の範囲内となる部位を示す朱線を記載し、当該範囲内にある人家、官公署、学</p>

<p>校、病院、公園、鉄道、河川、海、用水、貯水池及び国道、県道その他重要道路の位置を明示する。</p>
<p>2 建物の配置図、平面図、構造図及び仕様書</p> <p>(1) 配置図</p> <p>ア 墓地にあっては、墓地の区域を示す朱線を記入するとともに、区域内の墳墓の区画、通路及び排水路並びにその周囲の塀等を明示し、区域内に設ける墳墓の基数を記入する。</p> <p>また、墓地の区域外に駐車場、休憩所等を設ける場合は、その配置も併せて明示する。</p> <p>イ 納骨堂にあっては、敷地内の施設の配置を明示する。</p> <p>ウ 火葬場にあっては、敷地内の施設の配置及びその周囲の塀等を明示する。</p> <p>(2) 平面図構造図及び仕様書</p> <p>ア 仕様書等には、納骨堂にあっては、納骨装置数及び細則第7条第2号に掲げる事項の詳細内容を、火葬場にあっては、火葬炉数及び細則第7条第3号に掲げる事項の詳細内容を記入する。</p> <p>イ 施設の平面図及び構造図は、原則として、建築確認申請書に添付した図面を用いる。</p>
<p>3 土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(1) 登記事項証明書</p> <p>墓地の区域、納骨堂又は火葬場の敷地の全ての土地についての所管する法務局（支局又は出張所）発行の登記事項証明書を添付する。</p> <p>なお、土地改良事業又は土地区画整理事業等が施行されており、一時利用指定又は仮換地等を受けている土地については、その事業の施行者から一時利用指定証明書又は仮換地証明書の交付を受け、添付する。</p> <p>(2) 公図の写し</p> <p>ア 公図の写しには、地番、地目及び面積を記載する。</p> <p>イ 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の土地を朱色で区分し、隣接する土地の所有者及び使用者を記入する。</p>
<p>4 墓地等の敷地又は土地の所有者の承諾書</p> <p>(1) 申請者の土地でない場合は、土地所有者の承諾書を添付する。</p> <p>なお、宗教法人申請で、住職個人所有の場合も承諾書は必要。</p> <p>(2) 土地の登記事項証明書に記載されている土地所有者が既に死亡し、未だ手続きがされていないものは、戸籍謄本により相続等の関係を明らかにすること。</p> <p>(3) 変更許可申請にあっては、拡張する部分に係るものとする。</p>
<p>5 墓地等の敷地又は土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書</p> <p>(1) 隣接土地の所有者及び使用者の承諾書を添付する。承諾を得られないときは、その理由を記載した書類を提出する。</p> <p>ア 隣接土地の考え方は、法律の目的からできる限り広義に考えること。</p> <p>イ 細則第6条第1号でいう重要道路以外の道路又は用水を挟んで接する土地は隣接土地として承諾書を得ること。</p> <p>ウ 幅員6メートル以上の市道は、重要道路に該当する。</p> <p>エ 1筆であった土地を分筆した場合は、原則として、分筆前の隣接土地を隣接土地としてとらえること。</p> <p>オ 隣接土地が赤線、青線又は河川敷等の国有地であるときは、所轄の県建設事務所で管理者を確認の上、承諾書を得ること。</p> <p>カ 変更許可申請にあっては、拡張する部分に係るものとする。</p>

<p>6 当該法人の規則、定款の写し及び登記事項証明書並びに許可申請に関する意思決定を証する書類（地方公共団体を除く。）</p> <p>(1) 規則、定款の写しについては、申請者が原本と相違ないことを証明したものを添付する。</p> <p>ア 公益法人 定款</p> <p>イ 宗教法人 宗教法人法に定める規則</p> <p>(2) 登記事項証明書については、該当法人についての法務局（支局又は出張所）発行の登記事項証明書を添付する。</p> <p>(3) 申請に係る意思決定を証する書類については、公益法人又は宗教法人の意思決定機関において、該当申請に係る意志を決定したときの議事録の謄本（申請者が原本と相違ないことを証明したものを）を添付する。</p>
<p>7 墓地の維持管理の方法を明らかにした書類</p> <p>(1) 許可を受けようとする墓地等の維持管理の方法を箇条書きで記載する。</p> <p>(2) 変更許可申請にあつては、申請に当たり、当該説明書を変更する場合のみとする。</p>
<p>8 他の法令により許認可を受けたものは、当該許認可に係る書類の写し</p> <p>(1) 墓地等の許可を受けようとする土地が他の法令の規定により、許認可等を受ける必要があるかどうか市、県事務所、県建設事務所等で確認すること。</p>
<p>9 改葬の内容を明らかにした書類（墓地及び納骨堂）</p> <p>(1) 廃止又は縮小しようとする墓地の区域内若しくは納骨堂の改葬が終了したことを、当該墓地又は納骨堂の経営者若しくは管理者が証する書類を添付する。</p> <p>(2) 変更許可申請にあつては、許可を受け縮小しようとする墓地の区域内に墳墓を設けた事実又は納骨堂に収蔵した事実がなく改葬を必要としない場合は、その旨を当該墓地の経営者または管理者が記載した理由書を添付する。</p>
<p>10 その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>(1) 申請に係る議会の議決書の写し（申請者が地方公共団体の場合で、墓地等の経営又は廃止が議会の議決事項である場合のみ。）</p> <p>ア 原本と相違ないことを証明したものを添付する。</p> <p>(2) 使用希望者の一覧表（墓地の経営又は変更許可申請の場合で、申請者が宗教法人の場合）</p> <p>ア 許可を受けようとする墓地の使用希望者の住所・氏名を記入し、押印された一覧表を添付する。</p> <p>イ 許可の範囲（区域内に設ける墳墓の基数）は、原則として希望者の2～3割増しの基数まで認める。</p> <p>ウ 変更許可申請にあつては、墓地の区域を拡張する場合のみとする。</p> <p>(3) 墓地等の土地の周囲20メートル以内に鉄道、河川、海及び国道、県道その他重要道路があるときは、その管理者の同意書</p> <p>ア 原則として全ての該当箇所について、その管理者の同意書を得て、添付する。</p> <p>イ 幅員6メートル以上の市道は、重要道路に該当する。</p> <p>ウ 河川、海及び国道、県道その他重要道路については、申請地を所轄する土木事務管理担当へ管理者を照会確認の上、同意の手続きをし、交付を受ける。</p> <p>エ 変更許可申請にあつては、拡張する部分に係るものとする。</p>

- (4) 墓地にあつては周囲110メートル以内、火葬場にあつては周囲220メートル以内に人家、官公署、学校、病院、公園その他これらに類する施設があるときは、人家にあつては居住者の、官公署等にあつてはその管理者の同意書
- ア 原則として全ての該当箇所について、その居住者（世帯主）又は管理者の同意書を添付する。
- イ 変更許可申請にあつては、墓地の区域又は火葬場の敷地の拡張に伴い、新たにその周囲110メートル（火葬場は220メートル）の範囲となる部位に、人家、官公署等があるときは、その居住者（世帯主）又は管理者の同意書を添付する。
- (5) 工事終了後の写真  
工事が完了した後の土地の写真を添付する。